

論題	朝鮮通信使の通行と地域の負担についての覚え書き —小田原における饗応接待の食材（鶏と玉子）の調達について—
著者	古宮雅明
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第31号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2005年（平成17年）
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

【研究ノート】

朝鮮通信使の通行と

地域の負担についての覚え書き

―小田原における饗応接待の食材（鶏と玉子）の調達について―

古宮 雅明

【キーワード】 朝鮮通信使・小田原宿・鶏と玉子

【要約】

朝鮮通信使の通行と地域の負担のあり方を考察する基礎作業の一つとして、宝暦度来日時の小田原宿での食材調達について鶏と玉子に焦点を絞ってその実態をまとめた。まず大磯宿での史料によって昼食に使われた食材を確認した。次に小田原宿での鶏と玉子の調達に関連する史料を示し、調達の経過を具体的に確認した。また村方への指示は地方役所が担当すること、調達は個別の村ではなく「組合」単位に行われていること等を明らかにした。次に各「組合」への割当員数の算出基準を考察し、同じ朝鮮通信使通行に関わる負担である酒匂川仮橋架橋役は実状を反映した村高で賦課されているのに対して鶏・玉子は藩の公認生産高である「割付高」を基準としていると判断した。最後に村側の対応を確認した。「組合」単位での割当員数は代銭に換算して「組合」内の各村に割り振られる。村人からは銭で徴収されるが、その割当では高割りの村と軒割りの村がある。村では銭を集めているが代銭納ではなく現物納である。村側は「組合」単位で、専門業者と思われるものから鶏・玉子を買入れて納入していたとみられる。なお、活字史料の中に鶏を鶴と誤って記しているものがあるので気づいたものを補注で指摘しておいた。

I

朝鮮通信使の来日は江戸時代における日朝間の友好関係を象徴するものであり、幕府は国を挙げてこれを歓待した。また一般庶民にとっても異国人をまのあたりにできる数少ない機会であり、その交流によって庶民文化にも様々な影響を残したことが知られている。¹⁾しかし一方では通信使を迎えるに当たって、使節団一行が通行した地域の村々は様々な負担を求められた事も事実である。具体的には使節団通行に必要な人馬の提供、街道の臨時施設（雪隠や茶屋）の設置、舟橋架橋の資材や労力の提供、宿泊・昼休場所での饗応接待に必要な労力と食材の提供などであるが、朝鮮通信使通行に関わる在地の史料の中にこうした負担の軽減・免除を歎願する文書が少なからず含まれている事は、その負担が決して軽いものではなかったことを示している。この事から朝鮮通信使の来日と地域社会との関わりについては地域の負担の面からの考察も必要と思われる。しかしながらこうした地域の負担に焦点を当てた研究は多くはなく、神奈川県域では前後10回の使節団の東海道往復に際して様々な負担が求められているはずであるが、関係史料が散在しているなどの制約もあってか、その実態についてはまだ不明なところが多いようである。こうした状況を踏まえて、地域の負担の面から朝鮮通信使来日の意味を考察するための基礎作業のひとつとして、饗応接待に使われた食材の調達の具体的な様子を覚え書きとしてまとめたものである。

II

朝鮮通信使一行は神奈川県域では箱根、小田原、大磯、藤沢、戸塚、
 神奈川の各宿で宿泊または昼休をとりそのつど豪華な饗応接待が繰り返
 されている。まずはじめにそこでどのような食材が使われたのかを確認
 しておく。大磯宿は毎回昼休の場所となっているが、神奈川県立公文書
 館所蔵の宝暦十四年（一七六四）通行時の関係史料から昼食の食材の概
 容を知ることができる。昼食は、正使から次官までの上級官人には賄方
 から食材が提供されて随行の調理人がこれを調理し、中官以下の随行員
 には賄方が用意した料理が出された。まず中官・小童の昼食の献立はつ
 ぎのようなものであった。⁽⁵⁾

二汁七菜

- 中官
- 小童
- 御料理献立
- 平目
- 大こん
- 人志ん
- 鯨
- 松たけ
- くり
- せうか
- きんかん
- 津みいれほら
- 徒くいも
- 椎茸
- 柿き

汁

香物 奈良漬瓜
 味噌漬大根

鶏

濃醬^{コク} くわぬ 食

木くらげ

二

伊勢海老 すまし

つくいも 汁 すゝき

煮物 松茸 ゆ

玉子

干せんまい

和物 れんこん

にんしん

引而

焼物 甘鯛

重引⁽⁷⁾ 桜煮 たこ

釘打へぎ まんちう 一つ

菓子 うつら焼 一つ

ようかん 一切

せんし茶

以下、「下官」「通詞」「通詞下々」と身分が下るに従って一汁五菜、一汁四菜となるが、表1にこれらの料理に使われている食材をまとめた。

また同史料中の「相模国大磯宿朝鮮人昼休下行方諸道具帳」には上級官人に提供された食材とその分量が記録されている。初めの部分だけを引用すると次のようになっていいる。

下行渡覚

正使副使従事

(貼紙)「是ハ三使と言又信使共」

一白米式斗

一白味噌七合五夕

一醤油三合

一酢 三合

一胡麻油式合五夕

一塩 式合五夕

(中略)

一鯛 壹枚 但長壹尺五寸

一鱈 壹本 但長壹尺式寸

(以下略)

以下、「上々官」「上判事」「製述官」「上官、次官」に分けて食材とその分量が記録されている。表2はこれをまとめたものである。

表1 大磯宿昼食献立の食材

魚介類	野菜・果物類	鳥獸類	その他
鯛	大根	鶏	奈良漬
甘鯛	人参	雉子	味噌漬
ヒラメ	ゴボウ	玉子	まんじゅう
ほうほう	里芋		うづら焼き
鱈	長芋		羊羹
いなだ	つく芋		酒
はた	クワイ		せんじ茶
ボラ	蓮根		
鱈	ネギ		
蛸	浅葱		
アワビ	菜		
伊勢エビ	椎茸		
ウナギ	松茸		
かまぼこ	岩茸		
串子	キクラゲ		
	独活		
	干瓢		
	干ワラビ		
	金柑		
	柚子		
	山椒		
	ショウガ		
	梨		

表1・2に挙げられた食材は、野菜・果物類、魚介類、鳥獸類、調味料・香辛料類、菓子・嗜好品類等になる。朝鮮通信使の饗応料理については高正晴子氏の詳細な研究があり、食材についても細かく報告されている。それによるとだいたい毎回どこでも同じような食材が使われており、大磯宿で使われた食材も具体的品目はそれと大きく異なるところはないようである。宿泊地であった小田原宿や藤沢宿などでも同様の食材が用意されたとみてよいだろう。こうした食材は胡椒や砂糖などのように村方では入手が難しい品を除けば基本的には宿所や昼休所となった宿場近隣の村々から調達されたと思われる。ここでは小田原宿での鶏と玉子の調達について、延享五年(一七四八)の通行時の事例にも触れなが

表2 大磯宿昼食下行品一覧

	正使・副使・従事	上々官	上判事・製述官	上官・次官(計15人分)
白米	2升	1升5合	1升5合	1斗5升
白味噌	7合5夕	5合	2合5夕	3升7合5夕
醤油	3合	2合5夕	1合5夕	1升8合7夕5才
酢	3合	2合5夕	1合	1升5合
胡麻油	2合5夕	2合5夕	2合	1升5合
塩	2合5夕	2合5夕	1合	1升5合
挽茶	5匁	5匁	3匁7分5厘	7匁5分
たばこ	10匁	10匁	7匁5分	112匁5分
まんじゅう	7つ	7つ	5つ	30個
求肥	半斤	53匁3分3厘		
カステラ	半斤	53匁3分3厘	40目	292匁
有平糖	半斤	53匁3分3厘		
落雁	半斤	53匁3分3厘	40目	292匁
鯛	1枚1尺5寸	1枚1尺2寸	1枚1尺2寸	
平目				15枚1尺5寸
鱈	一本1尺2寸	1本1尺2寸		
甘鯛	3つ8~9寸	3つ8~9寸		
大蛸(あわび)	2つ	2つ	1つ	15つ
鯛(するめ)	3枚	3枚	2枚	30枚
鯉節	2つ	2つ	1つ	15つ
鶏(活)	1羽	1羽	1羽	8羽
鶏卵	8つ	8つ	4つ	60個
猪	1股	1股6分6厘	半股	1股7分5厘
大根	5本	4本	4本	23本
蕪	5本	4本	4本	
菜	2把半	2把	2把	
牛蒡	5本	4本	4本	
人参	5本	4本	4本	
長芋	5本	4本	4本	
つくいも	5つ	4つ	4つ	
芋	2合5夕	2合	2合	
ネギ	2把	1把半	1把半	15把
せり	2把	1把半	1把半	
慈姑	5つ	4つ	4つ	
柚	5つ	4つ	4つ	
塩松茸	5本	4つ	4本	
椎茸	1合	1合	4つ	
豆腐	1丁	1丁	1丁	7丁半
こんにゃく	2丁	2丁	2丁	
麩	5つ	4つ	4つ	
昆布	1枚	1枚	1枚	
小麦粉	2合	2合	1合	
葛	2合5夕	2合	2合	
胡椒の粉	2匁5分	2匁	1匁5分	
からしの粉	1合	1合	1合	7合5夕
芥子	1合	1合	1合	7合5夕
黒胡麻	1合	1合	1合	
山椒	1合	1合	5夕	7合5夕
生姜	2合	2合	1合	7合5夕
蜜柑				225個
奈良漬瓜	1舟	1舟	1舟	8舟
味噌漬大根	1本	1本		
炭	2俵	1俵	1俵	3俵
薪堅木	7把半	5把	5把	12把

ら、関係史料が比較的残されている宝暦十四年通行時の事例を中心にまとめるとめる。

III

宝暦十四年の小田原宿止宿に際しての鶏と玉子調達に関連する史料を瀬戸家文書、稲子家文書、井上家文書から拾いだして時間の経過に沿ってまとめたものをはじめに挙げておく。瀬戸家文書は旧金井島村（現開成町金井嶋）、井上家文書は旧皆瀬川村（現山北町皆瀬川）、稲子家文書は旧中島村（現小田原市中町〜東町）に関連する史料である。⁽ⁱ⁾

A 瀬戸家文書（金井嶋村）

① 覚

一鶏 拾七羽

一玉子 百拾

右者朝鮮人御入用来ル十月中追々支度致置可申候。尤相納申候日限之儀者追而可申遣候間其旨可相心得候、以上

(宝暦十三)
未 九月廿九日

地方御役所

② 鶏玉子

一 三貫六百元

右同断（未御触無之ニ付重而過不足勘定可致）

（中略）
十月四日割

③ 十月廿日

島さし
伴七殿

一金壹分

是者鶏玉子代之内遣ス。尤吉田嶋村源左衛門殿遣ス

④ 八番 納萱祢古多朝鮮人品々入用

覚

（中略）

鶏玉子

一 三貫六百元

⑤ 朝鮮人来月十日頃小田原通行之風聞有之候間先達而相触置候鶏并玉

子無間違心懸ヶ置可被申候。尤相納候日限之儀ハ尚又其砌可申達候

以上

(宝暦十四)
申 正月廿九日

本庄林左衛門

小川甚平

井上左次左衛門

吉田嶋村

金井嶋村

⑥ 覚

- 一 鶏 八羽
- 一 玉子 八拾也

右者朝鮮人御用先達而相置触内、右之通来朝之節御入用ニ候間来ル六日迄ニ朝鮮人方御役所江可被相納候。尤残之分ハ帰国之節御入用ニ付其段可被相心得候、以上

申二月四日

本庄林左衛門

小川甚平

井上左次左衛門

吉田嶋^〆二月五日四ツ時受取延沢村次ク

金井嶋村

組合村々

⑦ 覚

- 一 鶏 九羽
- 一 玉子 三十

是ハ先達而申付置候内残り之分

- 一 鶏 壹羽

- 一 玉子 四十九

是ハ帰国之節入用此度相増候

右之通帰国之節不残可被差出候。尤白鳥黒鳥ハ無用、但女鳥多相納可被申候。日限之義ハ追而可申触候、以上

申□月廿二日

田中菊右衛門

本庄林左衛門

坂本此兵衛

⑧ 朝鮮人来ル十一日江戸発足、十三日当所止宿ニ付先達而相触置候鶏

玉子来ル十日相納可申候。尤被納候ハ、其段爰許江可被相届候。以上

上

□三月朔日

田中菊右衛門

坂本此兵衛

本庄林左衛門

⑨ 同(宝曆十四年三月五日)

- 一 金壹分 制さし 伴七殿

鶏玉子代之内

⑩ 覚

- 一人足 式百三拾六人壹分

- 一 筵 拾壹枚六分

金井嶋村

一山藤 三束四分

一藁繩 四房八分

右ハ酒匂土橋之分御入用

一人足 四拾四人

右ハ東通道作

一人足 五拾三人

右者網一色宮下同所川端迄道作

一人足 七人

右ハ土橋取崩人足

一馬 壹疋壹分三厘

朝鮮人來朝歸国共助郷場へ囲馬

一鶏 拾七羽 七ヶ村

一 壹羽 歸国之節増

一 十八羽

一玉子 百拾ッ

一四拾九歸国節増

一 百五拾九

一給仕人 五人 但シ壹人ニ付金壹分□被下候

一料理人 壹人 右同断

一火消人足四人 但シ木錢御扶持□被下置候

右之通り朝鮮人來朝歸国共組合村ニ而相割申候品御尋ニ付作恐書上

申候、以上

宝曆十四年三月

金井嶋村

名主 印

組頭 印

百姓代印

⑪ 朝鮮人鶏割増

一 式百五十一文 去未年入候分指引

⑫ 四月十一日(宝曆十四年)

一 同壹分 鳥さし 伴七殿

鶏割増共不残出入無之

B 稲子家文書(中嶋村)

① 覚

一玉子 百三拾

一鶏 拾八羽

右者朝鮮人御用ニ付来ル十月中迄支度致置可申候。尤相納申候日限

之儀ハ追而可申遣候間其旨可相心得候、以上

(宝曆十三) 未

九月廿九日

地方御役所

② 覚

一 錢壹貫百
右ハ鷄玉子代

中嶋村

申
二月四日

本庄林左衛門

小川甚平

井上左次左衛門

③ 覚

一 鷄貳羽
一同玉子四拾四

右者朝鮮人御用先達而相触置候内、御馬通行之節御入用候間、右之
通来ル廿七日朝鮮人方御勘定所迄無間違可被相納候、以上

申

正月廿一日

本庄林左衛門

小川甚平

井上左次左衛門

⑤ 覚

一 鷄 六羽 鷄之儀白鳥黒鳥無用、女鳥多ク可被相納候
一 玉子拾六

是ハ先達而申付置候内残

一 鷄 壹羽

一 玉子六拾壹

是ハ歸国之節入用此度相増候

右之通歸国之節不残可被差出候。日限之儀ハ猶又追而可被触候、以
上

申

二月廿一日

田中菊右衛門

本庄林左衛門

坂本此兵衛

④ 覚

一 鷄 拾羽
一 玉子五拾三

右者朝鮮人御用先達而相触置候内右之通来朝之節入用ニ候間来ル六
日迄朝鮮人方御役所江無間違可被相納候、尤残分ハ歸国之節御用ニ

付其段可被相心得候、以上

⑥ 覚 高壹石ニ付錢九文七分

錢貳貫四百八拾四文

此割

一 錢四十文 与惣兵衛

(中略)

ノ錢貳貫四百八拾六文

右者朝鮮人入用鶏玉子割増火消人足働人足雜用酒匂川土橋崩人足賃

錢上下自余馬賃錢割

申四月十四日割

C 井上家文書 (皆瀬川村)

① 覚

一 鶏 三羽

一 玉子拾九羽

右ハ朝鮮人御入用ニ付来ル十月中迄ニ支度致置可申候。尤相納可申

候日限之儀者追而可申遣候間、此旨可相心得候、以上

未

九月廿九日

地方御役所

玄倉村より

皆瀬川村迄

② 覚

一 鶏 三羽

一 玉子十九□

是は川西村次兵衛殿ニ渡□

ノ代貳貫四百□□

高四百九拾石九升□□

拾石ニ付
四拾七文

一 四百七拾四文 皆瀬川村

一 百廿八文 都夫良野

一 百六拾六文 湯触村

一 五百八拾四文 川西村

一 八拾貳文 山一場村(山)

一 貳百七拾六文 神繩村

一 百七拾壹文 世附村

一 三百四拾壹文 中川村

一 百五拾壹文 玄倉村

③ 覚

未年朝鮮人御用

一 鶏 三羽

一 玉子十九

此代割

一 四百七拾四文 皆瀬川村□□

此割高老組ニ付
錢四拾三文つゝ、

十月十三日 湯ヶ沢村

一 錢拾九文受取

(以下略)

IV

まず鶏・玉子調達の具体的経緯をみてみる。現在確認できた範囲では鶏と玉子の調達に関する最初の指示は通行前年の宝暦十三年九月廿九日付の触である(瀬戸家文書①、稲子家文書①、井上家文書①)。以下、瀬戸家文書の項目はA―①、稲子家文書はB―①のように表す)。この三点は文言の細かい違いと用意すべき数量が異なる点を除けば、十月中に支度するようにとの内容は全く同じである。この日付で地方役所が村方に対して一斉に触を出したものと見られる。但し、事前の調査があった可能性はある。⁽⁸⁾この時点では使節団一行の小田原止宿日はまだはっきりしていないが、ほぼ四ヶ月前になる。延享五年時にも同様に、止宿日ははっきりしていない二月十七日に(小田原止宿は五月十九日となったので結果的にはほぼ三ヶ月前である)遺漏のないように入念に準備を進めておくよう指示した触が出されているが、この時には玉子の員数は「増減も有之候間先右員数程と可相心得候」と、とりあえずの数値で示されている。⁽⁹⁾いずれも鶏と玉子の員数がかなり多いため村方でも余裕を持つ

て準備できるよう早めに指示を出し、直前になって不都合が生じないように配慮しているであろう。ところで遠州新居宿は使節一行の止宿地であるが、延享五年通行時には鶏八十羽、玉子九八八個が近辺の村方から調達され、これとほぼ同規模であった享保度と、人数がやや少なかった宝暦度もそれぞれほぼ同じ量が調達されたようである。⁽¹⁰⁾小田原宿と新居宿と条件に大きな違いはないと思われるから小田原宿でもこれと同程度の量は用意されたと考えられるが、ここであげた三件だけでは鶏計三八羽、玉子計二五九個に過ぎない。したがって鶏と玉子の用意を指示された村は他にもあったはずである。また、A―⑩に「一鶏 拾七羽七ヶ村」「組合村ニ而相割申候品」とあることから、ここで指示されている員数は金井嶋村や中嶋村などの一村への割当員数ではなく数ヶ村が組となった村組に対しての割当員数である。延享五年にも皆瀬川村などに対して十ヶ村で割り合つて差し出すように指示されている。⁽¹¹⁾小田原藩領では遅くとも明和年間の後半には村社会に「組合」が自立的に編成されていたとされる。⁽¹²⁾安政二年(一八五五)の史料によれば、金井嶋村は吉田嶋組合八ヶ村、皆瀬川村は西山家組合九ヶ村、中嶋村は土手内組合十ヶ村に属する。もつともこれは藩が組合村を地方支配の末端に組み込んだ段階のものなので宝暦期では藩における位置づけは異なるだろうし、所属する村も若干違っているとある。安永頃(一七七二〜八〇年)には「吉田嶋組合村々」の名称が確認できるが、⁽¹⁴⁾ここではその名称は使わず、金井嶋村が属する組という意味で「金井嶋村の組」、同様に「中嶋村の組」、「皆瀬川村の組」としておく。⁽¹⁵⁾いずれにしる、鶏・玉

子の調達に関しては村側も地方役所側も「組合」を単位として対応していたことがわかる。

使節一行の止宿予定日が近づくと、数量・納入日時・納入場所が具体的に指示される。「来月十日頃小田原通行之風聞有之」と、止宿予定日がある程度はつきりした段階で村側にこれを知らせて納入に備えるよう指示している(A-⑤)。具体的な納入を指示する触が出されたのは二月四日である(A-⑥、B-④)。納入期限は止宿予定日四日前の二月六日であるが、金井嶋村がこの廻状を受け取ったのは二月五日の四ツ時(午前十時前後)で、この後で廻状が廻る村はさらに遅くなる。指示を受けた翌日には納入しなければならないわけで、村側では具体的な指示が来たら即応できるような準備万端調べておく必要があった。納入先は「朝鮮人方御役所」「朝鮮人方御勘定所」と記されているが(A-⑥、B-③)、中嶋村の史料から両者は同じものと判断できる(B-③、④)。村に通達された鶏・玉子調達の一連の触は当初は「地方役所」名、後には本庄林左衛門などの個人名となっているが、給仕人・火消人足の徴集や酒匂川仮橋設置に関係する一連の触も同様に地方役所名によるものと個人名によるものが混在している¹⁶⁾。このことから本庄林左衛門・小川甚平・井上左次左衛門・田中菊右衛門等は地方役所の役人と考えられる。そして田中菊右衛門以下三名連名で鶏と玉子納入を指示した触(A-⑧)に「尤被納候ハ、其段爰許江可被相届候」とあるから、この三名は食材納入先である朝鮮人方御役所の役人ではないことが判る。地方役所と朝鮮人方御役所は別組織であり、使節団の饗応接待を担当するのは朝

鮮人方御役所である。食材は朝鮮人方御役所に納入されるが、同役所から村方に直接触が出されることはなく、そうした指示は地方役所の担当であった。地方役所は朝鮮通信使通行に関連する村方への様々な指示を出しているが、日常的には年貢収納や諸賦課等などの一般的な村方支配に関する触書を多数出している¹⁷⁾。地方役所はその名が示すように小田原藩の地方支配の実務を担当する役所であろう。地方役所は接待を担当する朝鮮人方役所からの要請を受け、村方への具体的指示を出しているのである。

帰国する使節一行は再び小田原に止宿する。それに合わせて再度納入の指示が出されるが、ここでは当初の予定納入数量に加えて増分の追加が命じられている(A-⑦、B-⑤、C-④)は破損のため読めない部分があるが玉子七個の増を示したものと思われる)。追加増分は四割前後である(「金井嶋村の組」で約四四%、「中嶋村の組」で約四七%、「皆瀬川村の組」で三七%。なお中嶋村の分は一三〇個で計算した)。また鶏について「白鳥黒鳥無用。女鳥多く」と注文がついている。女鳥は雌鳥、白鳥・黒鳥は羽毛の色であろう。白い鶏や黒い鶏を不可とする理由は判らないが、江戸参向時にはこうした注文はないのでそのときに何らかのトラブルがあり、このような細かい指示がなされたのではないだろうか。

宝暦度は鶏・玉子とも同時に納入させたようであるが、延享五年の帰国時は別々に納入させている。鶏は六月十二日の納入を指示しているが、玉子は納入を遅らせて六月十一日になって十三日迄に納入するよう

命している。¹⁸これはこの時に馬入川と酒匂川の舟橋が大水で流され、小田原への到着が遅れる可能性が生じ、旧暦六月中旬はすでに暑い季節なので早く納入させると玉子が傷むおそれがあったためと思われる。十三日の納入を命じたのは十五日の止宿がほぼ確実になった時点である。また金井嶋村の史料に「納たまこ悪敷候由御意被遊御返し□買納²⁰」とあり、参向時には納入させた玉子の品質が悪いとして交換させている。その事もあってか、帰国時には「玉子余分ニ可致持参候。改之節悪敷分爲引替之間可相心得候²¹」、と余分に用意するよう指示している。また鶏についてはこうした配慮をしていないので活鳥で納めさせていたのではな
いかと思われる。

使節団が帰国した後、金井嶋村は「組合村ニ而相割申候品御尋ニ付作恐書上申候」と、今回の通行に際しての村の負担を書き上げて報告している。²²宛先は記されていないが、これまでの経緯から判断して地方役所に提出したものと考えられる。地方役所は次回の通信使来朝に備えて村方からこうした資料を集めておいたのであろう。

V

つぎに各「組合」への割当員数の算出基準を考えてみる。まず村高について確認しておく。安政二年の「小田原藩主大久保加賀守之録高明細書²³」には村高として「御朱印高」と「御割付高」の両様が記載されているが、「御割付高」が小田原藩において実際の年貢賦課の基準となる公

認生産高である（これを「割付高」としておく）。この数値は、天保十四（一八四三）年～安政二年（一八五五）の間のものとされるが、享保～延享頃の村鑑や明細書類²⁴に記載されている村高はこの「割付高」とほぼ一致するか近似した数値となっている。したがって「割付高」は十八世紀前～中期には年貢賦課基準（小田原藩の公認生産高としての村高）としてすでに機能していたとみられる。ところが、小田原地域は富士山宝永噴火の降砂とそれに引き続く酒匂川水害の直撃を受けて多くの耕地が耕作不能となり、実際の耕作可能高が「割付高」を大きく下回る村が続出した。延享五年、宝暦十四年は未だ復興途上にある村も多く、そのような村は、復旧が進んで耕作可能となり年貢賦課の対象とすることができた村高（これを「実高」としておく）は本来の「割付高」まで回復していない状況であった。²⁶

さて、金井嶋村の「割付高」は七九七石余であるが、延享四年には村高を三七七石余と報告している。²⁷また宝暦十三年に高掛りで賦課された酒匂川土橋架橋人足と資材の数値から金井嶋村の村高を算出すると六八二～四石となる。²⁸土橋役賦課の基準村高は各村からの書上に拠っているからこの数値が実状を反映した「実高」とみられる。一方中嶋村について同様の計算をすると二七四～六石となり²⁸「割付高」の二七一石余とほぼ一致している。金井嶋村では災害の打撃が大きく、未だ十分に立ち直っていないために「実高」が「割付高」を大幅に下回り、中嶋村はその被害が比較的軽微だったため「実高」と「割付高」との格差があまりないのであると思われる。

近いから、四九〇余石というのはこの段階での皆瀬川村の組全体の「実高」と判断される。「中嶋村の組」の場合は、中嶋村の「実高」が「割付高」とほとんど変わらない事から組全体の数値も「表高」と大きくは変わらないと推定する。

表3 「皆瀬川村の組」の村高一覧 (単位;石)

村名	①割付高	②47文/10石	③安永二年
皆瀬川	125.467	100.85	102.2165
都夫良野	46.452	27.23	29.8562
湯触	53.529	35.32	39.3136
川西	194.389	124.25	137.2818
山市場	32.528	17.45	18.6973
神繩	74.994	58.72	58.221
世附	50.165	36.38	33.1756
中川	97.698	72.55	72.2518
玄倉	36.671	32.13	32.056
計	711.893	504.88	523.0698

- ①「小田原藩主大久保加賀守之録高明細書」の村高
 ② 高10石に付き47文の割当から推計した村高
 ③「石盛改反歩書出帳」(安永2年)に記す村高

つぎに土橋役の賦課数値から「金井嶋村の組」全体の「実高」を算出すると三六五三石余となる。³⁰⁾「皆瀬川村の組」では割り当てられた鶏・玉子を代銭換算してから高四九〇石余で割って各村に割り振っているが(C-③)、「十石につき四七文」という数値から各村の村高を算出すると皆瀬川村の約百石をはじめ、いずれの村も「割付高」を下回る(表3)。この数値は安永二年(一七七三)に実施された地押検地の結果に³¹⁾

表4-1 「割付高」を基にした負担率

「組合」名	割付高総計	鶏(羽)				玉子(個)			
		当初割当	当初割合	追加	最終的割合	当初割当	当初割合	追加	最終的割合
「金井嶋村」組	4698石	17	0.36	1	0.38	110	2.34	49	3.38
「中嶋村」組	4575石	18	0.39	1	0.42	130 ※(113)	2.84 ※(2.47)	61	4.17 ※(3.8)
「皆瀬川村」組	712石	3	0.42	0	0.42	19	2.67	7	3.65

表4-2 推定した「実高」を基にした負担率

「組合」名	実高総計	鶏(羽)				玉子(個)			
		当初割当	当初割合	追加	最終的割合	当初割当	当初割合	追加	最終的割合
「金井嶋村」組	3653石	17	0.47	1	0.49	110	3.0	49	4.35
「中嶋村」組	4574石	18	0.39	1	0.42	130 ※(113)	2.84 ※(2.47)	61	4.17 ※(3.8)
「皆瀬川村」組	490石	3	0.61	0	0.61	19	3.88	7	5.31

※「中嶋村」組の玉子数量130個には誤記の可能性があるので(注21参照)、113個の場合も計算した。
 ※石高は升を以下切り捨て、斗を四捨五入した。

にはこうした措置が必要であったものと考えられる。⁽³³⁾

VI

土橋役賦課は高掛りで割り当てられているが、その基準となった村高は実情を反映した「実高」が使われていた。ところが鶏・玉子の賦課については「実高」は基準にはなっていない。「組合」ごとの「割付高」の総計高は「金井嶋村の組」が四六九八石余、「中嶋村の組」が四五四七石余で、その差は総村高の数パーセントにすぎない。したがってこの村高が基準であれば両者に大きな差は生じないはずである。一方

最後に村側の対応を見る。

「実高」は先述の通り「中嶋村の組」は「割付高」と変わらないとおもわれるが、「金井嶋村の組」は「割付高」を二割強下回っている。したがって「実高」を基準とした割り付けならば「中嶋村の組」に対して「金井嶋村の組」への割当員数はより少なくなるはずである。実際には両者には同程度の員数が割り当てられている。表4は高百石当たりの割当数を「割付高」と、「実高」から算出したものであるが、「割付高」から算出した数値には各「組合」間で大きな差は見られない。以上から割付基準は「割付高」に拠っていると判断される。賦課基準が各村の現状を反映した「実高」ではないとなると、災害によって実際の生産高が減少している「組合」にとっては負担は重くなる。「金井嶋村の組」と「皆瀬川村の組」の「実高」で割った数値が「中嶋村の組」より高くなっているのはそれだけ負担が重くなっていることを示している。「割付高」が基準とされたことによって「組合」間で負担の格差が生じているのである。また「皆瀬川村の組」は組内の各村への割り当てには「実高」を基準としている。これは組合内でも「割付高」で割り当てると負担格差が拡大することになるので、村落間での負担の公平化を図るため

先に述べたように宝暦十三年九月二十九日付の触は「組合」単位での

割り当てであるから、「組合」はそれを所属の村々に再割り振りする

が、その際には代銭に換算して割り当てた。A-②は金井嶋村の村入用記録の一部なのでこの「三貫六百元」は金井嶋村への割り当て分を示す。B-②は中嶋村分であることが明記されている。「皆瀬川村の組」では先述のように割当分を銭に換算して十石に付き四十七文の割合で所属する九ヶ村に割り当て、四百七十四文の割当であった皆瀬川村ではそれを「壹組に付銭四十三文」とし、⁽³⁴⁾早速徴収を始めている(C-②、

③)。金井嶋村割当分三貫六百元については「未御触無之ニ付重而過不足勘定可致」と記されて暫定的な見積もりであることを示している。村側は具体的な数量を指示した触が出される以前の段階で既に費用の目論見を立てていたことが判る。そして実際に目論見通りの三貫六百元を徴収している(A-④)。⁽³⁵⁾個々の村人への割り当てについては、金井嶋村・中嶋村は高割で行っているが、皆瀬川村は村内の組に一律四三文で割り当てているので軒割で行っていることがわかる。軒割だと小高百姓には相対的に負担が重くなることになる。

「組合」では鶏・玉子を代銭に換算して⁽³⁶⁾各村に割り振り、村では村人

から現金を徴収しているが、代銭納であったわけではない。地方役所は先述したように「白鳥黒鳥無用女鳥多く」という注文を村（「組合」）宛に指示し、朝鮮人方役所へ鶏・玉子を納入したことを地方役所へも報告するよう村（「組合」）側に求めているが、代銭納ならば村は代銭を納めるだけで品物は別途調達されるわけだからこうした指示は村にはなく代銭を受け取って品物を調達する者になされるはずである。したがって村方からは現物の鶏と玉子が直接朝鮮人方役所へ納められたと考えられる。村人からは代銭を徴収し、役所へは現物を納入するにはどこかで現物を入手する必要があるが、その間の事情が窺える史料が A-③、⑨、⑫である。金井嶋村では「伴七殿」に鶏・玉子代金として計金三分を支払っている。ここから金井嶋村は鶏と玉子を伴七という人物から入手して（買い入れて）いることがわかる。この伴七という人物は「鳥さし」「飼さし」と肩書きされている。「飼さし」は「餌さし」の誤記と思われるが、一般に「餌さし」とは鷹狩りに使われる鷹の餌となる小鳥の捕獲を職とする者のことで、江戸幕府の職制の鷹匠の配下に「餌さし」がある。「餌さし」は公的役職の者を指し、その他のものを「鳥さし」と呼ぶとされる。³⁷ 小田原藩でも藩の下級役職（足軽並）として「御餌指」が置かれている。³⁸ 伴七には両様の肩書きが付けられているのでここではそうした区別をしておらず、また小田原藩の下級職としての「御餌指」との関係も不明である。一般的にいえば鳥類の捕獲を行う者の事であるが、金井嶋村から鶏・玉子の代銀を受け取っていることから家禽類の飼育にも携わっていたと推定される。十月二十日の支払いは「尤吉田

嶋源左衛門殿遣ス」（A-③）とあり、金一分の支払先は伴七であるが直接的には吉田嶋の源左衛門に渡されている。源左衛門は吉田嶋村の名主である。³⁹ 金井嶋村負担分の鶏・玉子代金は吉田嶋村名主の手を経て伴七に渡っているのであり、吉田嶋村の名主が鶏・玉子の調達に一定の役割を果たしていたことが窺われる。鶏・玉子の割当と納入が「組合」単位であることを考慮すれば金井嶋村だけが伴七から鶏・玉子を買入れたと見るのは不自然で、「金井嶋村の組」全体の対応と見た方が自然である。「金井嶋村の組」は伴七という人物から鶏・玉子を一括して調達し、吉田嶋村名主が各村割り当てる代金を取り纏めて支払ったものと思われる。「金井嶋村の組」は賦課された鶏・玉子を村内から現物を集めたのではなく、業者から買い入れて納入しているのである。こうした方法を取ったのは「組合」で調達しなければならぬ鶏・玉子が大量であり、且つ一時に一括して納入する事を求められているので、村内で村人から個別に現物を集めるよりも確実に対処できるためと考えられる。他の「組合」については明確な史料を確認できないが、中嶋村、皆瀬川村とも代銭割になっている事や大量の品物を一時に一括して納入しなければならぬのは「金井嶋村の組」と同様である事を考慮すれば同じような方法を取っていたのではないかと思われる。

VII

以上、朝鮮通信使の通行に際しての小田原宿における食材調達について

て、鶏・玉子に焦点を当てて宝暦度の事例を中心として具体的に確認してきたが、ここで見られた調達のあり方が他の地域、他の食材にそのまま当てはまるわけではない。同じ宝暦度の通行でも藤沢宿では魚介類の調達には請負人が入り、三浦半島の村々が代銀を請負人に渡している。その際魚介類十八種について数量と代銀額が個別品目ごとに列挙されており、⁽⁴⁾以前はこれらの村々は魚介類を現物で納めていたことを窺わせる。宝暦度の新居宿では野菜類等は享保度以降は代銀納で、鶏だけは現物納である。⁽⁴⁾また小田原宿での野菜類の調達については、先に挙げた帰国後に金井嶋村が提出した報告書（A-18）には野菜類に関するものが全く載っておらず、瀬戸家文書の中に野菜類の提供を窺わせるような史料は見あたらない。⁽⁴²⁾中嶋村の史料には柚や蜜柑等の柑橘類について「右者朝鮮人御用御調ニ相成候間村々ニ有之候ハ、可差出候。尤当時何程くらいハ可有之哉之趣以書付一両日之内ニ可申出候」との尋ねが載せられているが、その後納入を命ずる具体的指示などは載っていない。⁽⁴³⁾管見の限りでは小田原宿周辺では村方が野菜類を負担していることを示す史料は見られない。史料の残り方の問題を考慮しなければならないが、小田原宿での野菜類調達には別のシステムが働いていたと考えることもできる。いずれにしろ、食材調達だけに限っても地域・年代・食材の種類によって様々な調達形態が見られ、これを一般化するためにはさらに多くの個別事例の蓄積が必要である。本稿では鶏・玉子の調達の事実確認に焦点を絞ったので、⁽⁴⁴⁾その他の食材調達や、そこから窺われる村の負担についての踏み込んだ考察は十分に行えなかった。朝鮮通信使の通行

と地域の負担の実態をより明らかにするためにはこうした作業を積み重ねることが必要であると考ええる。

注

- (1) こうした観点からの研究や著述は多い。とりあえず辛基秀『朝鮮通信使一人の往来、文化の交流』（明石書房、一九九九年）を挙げておく。
- (2) この観点からの研究には渡辺和敏「朝鮮通信使の通行」（静岡県史研究）九号、一九九三年）、細井守「史料にみる朝鮮通信使と大磯宿」（大磯町史研究）四号、一九九五年）、北村欽哉「一地方から見た朝鮮通信使―沼津市を中心にして―」（沼津市史研究二二号、二〇〇二年）等がある。

- (3) 朝鮮通信使の宿泊・昼休の場所は毎回ほぼ同じであるが、多少異なる。神奈川県域では箱根昼休・小田原止宿・大磯昼休は毎回変わらない。具体的には注1著書参照。また各地での饗応接待については高正晴子『朝鮮通信使の饗応』（明石書房、二〇〇一年）に詳しい。

- (4) 神奈川県立公文書館所蔵の朝鮮通信使関係史料。全部で七点ある。この文書群については細井氏前掲注2論文に詳しい紹介がある。なお補注参照。

- (5) 注4文書群の内「朝鮮人御用中日記」「朝鮮人帰国献立帳」より抜粋
- (6) 高正晴子氏前掲注3著書
- (7) 瀬戸家文書（神奈川県立公文書館寄託）

① 「未年御配符の覚帳」（神奈川県立古文書資料所在目録第一四集）

②③ 「諸御入用并割出控」(同、横帳の部 村入用一二)

④ 「八番 納祢古多朝鮮人品々入用」(同、横帳の部 交通六)

⑤⑧ 「覚(御配符) 宝曆一四年」(同、御用留二二)

⑨ 「諸御入用并割出控帳」(同、横帳の部 村入用一二)

⑩ 「覚(御配符) 宝曆一四年」(同、御用留二二)

⑪⑫ 「諸御入用并割出控帳」(同、横帳の部 村入用一二)

稲子家文書(稲子正治氏所蔵)

①⑥ 「朝鮮人来朝ニ付御用向諸事控帳」

井上家文書(神奈川県立公文書館寄託)

① 「未ノ年御用御配符書留帳」(「神奈川県古文書資料所在目録

第二二集」井上良夫氏所蔵文書横帳の部四三六)

②④ 「覚(朝鮮人御用留)」(同、冊の部一〇一)

なお、以上の史料については補注も参照。

(8) 延享五年の通行のものも含めて、各地に事前の調査を示す史料が残っているのでいくつかを挙げておく。

「朝鮮人琉球人来朝につき村方御用留」

(「寒川町史」資料編近世史料番号一三六)

「宝曆十二年より朝鮮人御用状写」

(「横須賀市史料」若命文男文書(三))

(9) 「井上家文書」(横帳三六七)。「山北町史」史料編近世資料番号三〇二

覚

一 玉子四つ 皆瀬川村

一 同 式つ 湯触村

(中略)

一 同 四つ 谷ヶ村

右者朝鮮人来朝帰国両度之入用候間、候義心懸ヶ置無間違指

出可申候。尤今以来朝日限不相知候。日限相知、納候砌至候ハ、又々

可相触候間随分入念間違無之様ニ可致候。尤員数之義ハ増減も有之候

間、先右之員数程と可相心得候。以上

辰 二月十七日

地方御役所

右村々

名主

(10) 渡辺和敏氏前掲注2論文。

(11) 井上家文書「辰ノ年御用村次御配符上下書留覚」(横帳の部三六七)

「山北町史」資料編近世(史料番号三〇二)

覚

一 鶏 三羽 皆瀬川村より

一 玉子 拾八 谷ヶ村迄

メ拾ヶ村ニ而割合可指出候

右之朝鮮人帰国之節入用候間右鶏来ル十二日子ニ急度下行方へ可相

納候。尤玉子之儀ハ又々日限可申遣候間其旨可相心へ候。以上

辰六月四日

地方御役所

なお、この時は村別に玉子の具体的員数が示されて割り当てられている

が（前掲注9）、ここで「メ拾ヶ村ニ而割合」となっているように、実際には「組合」単位で対処している。

(12) 阿部昭「近世中期村社会の動揺とその再編―小田原藩領西相模地方の地域社会の構造を中心に―」（『小田原―歴史と文化―』八号、一九九五年）

(13) 「小田原藩主大久保加賀守之録高明細書」〔『小田原市史』資料編近世Ⅲ史料番号一〕

(14) 「社倉取立之趣法書」〔『小田原市史』資料編近世Ⅲ史料番号二〕

(15) 宝暦期の「組合」の構成は次のようになっていたとみられる。

「金井嶋村」組―金井嶋村・吉田嶋村・円通寺村・延沢村・中の名村・宮

台村・牛島村

（瀬戸家文書「未年御配符の覚帳」十月の記事より）

「中嶋村」組―中嶋村・町田村・今井村・多古村・井細田村・池上村・荻

窪村・久野村

（前掲稲子家文書、十二月二十三日の記事より）

「皆瀬川村」組―皆瀬川村・都夫良野村・湯触村・川西村・山市場村・神

縄村・世附村・中川村・玄倉村

（前掲井上家文書②より）

(16) 中嶋村の史料について、本稿に載せた部分以外については、『小田原市史』資料編近世Ⅱ史料番号三八六を参照

(17) 瀬戸家文書中の延享期や宝暦期の「御用留」類参照

(18) 井上家文書前掲注11史料六月十一日付の触

(19) 馬入川舟橋流失は「朝鮮人琉球人来朝につき村方御用留」（前掲注8

『寒川町史』資料編）や志澤家文書「覚書・延享四年朝鮮人来朝相州洵綾郡山西村」、酒匂川舟橋流失は瀬戸家文書「延享五年辰諸控」（御用留一四）等に記録がある。

(20) 瀬戸家文書「朝鮮人御用控・入用日記」（横帳・交通二）

(21) 井上家文書前掲注11史料

(22) 瀬戸家文書A-10

(23) 前掲注13

(24) 「小田原市史」資料編近世Ⅲ史料一の解説

(25) 「相模国村明細帳集成」（青山孝慈、青山京子編）

(26) 富士山宝永噴火による災害と復興状況については『開成町史』、『小田原市史』、『富士山宝永大爆発』（永原慶二・集英社二〇〇二年）等に詳し

い。

(27) 「延享四年卯御配符并諸控」（瀬戸家文書・御用留一三）

(28) 人足の賦課高が百石につき三四人五分一厘、筵が同一枚七分となつてゐる。金井嶋村への割付高は人足が二三・一人、筵が一・六枚である。ここから計算すると人足で六八二石余、筵で六八四石余となる。（割付高は瀬戸家文書「未年御配符の覚帳」九月六日の記事による）。中嶋村は割付高人足九四・六人、筵四・七枚を同じ数値で除した数値（割付高は稲子家文書前掲史料九月六日の記事。『小田原市史』資料編近世Ⅱ、史料番号三八九）

(29) 瀬戸家文書（支配村政六「未年御配符の覚帳」）に「当未年朝鮮人就来朝酒匂川土橋御掛渡被仰付候ニ付、先達而書上申候村高を以御領所并給所方迄一同二小田原御役人中より御割賦被仰次第無滞急度相勤候」とあ

る。

(30) 百石につき六人三分五厘の割で東通道作人足二三二人が割り当てられている。ここから計算すると三六五三石余となる。

(31) 「石盛改反歩書出帳」〔山北町史〕史料編近世・史料番号三三八)

(32) 「中嶋村」組の玉子については数が合わない。最初の割当数一三〇個(B-1①)から献上馬通行時での納入数四四〇個(B-1③)と使節江戸参向時での納入数五三〇個(B-1④)を引くと残りは三三〇個になるが、B-1⑤には残り一六〇個となっている。残数一六〇個が正しいとすれば最初の割当数が一一三〇個であればよい。この史料は朝鮮通信使に関係する記事のみが記されているから、別に御用留のようなものがあり、そこから必要事項だを別途書き抜いて作られたものと思われる。とするとその過程で「百拾三」とするところを「百三拾」と誤写した可能性はある。そのためここでは一三〇個と一一三〇個の両方の数値で計算した。断定はできないが、一一三〇個の方が妥当のように思える。

(33) なお、新居宿への提供数量は高百石に付き、延享度では鶏は約〇・八八羽、玉子一〇・八六個、宝暦度では鶏約〇・七四羽、玉子一〇・八七個となっている(渡辺和敏前掲注2論文)。鶏と玉子に限って言えば小田原宿関係での負担は比較的小さいようである。

(34) 皆瀬川村内の「組」は十一組あったことになる。延享三年の同村村鑑〔相模国村明細帳集成〕第三卷・足柄上郡一二四)によると家数は百姓家八三軒、堂四軒となっているので一組七・八軒となる。

(35) 瀬戸家文書「八番 納萱祢古多朝鮮人品々入用」(横帳・交通六) 稲子家文書 B-1⑥

(36) 玉子の価格は、史料 C-1④にみられる「玉子七つ・代錢一七二文」の

数値から計算すると一個約二五文となる(延享五年では品質が悪いとして交換させられた玉子九個の代錢が一八四文なので一個約二十文となる)。ここから鶏の価格を推定すると、「皆瀬川村の組」では玉子十九個・鶏三羽の代銀が二貫四百文余となっているので、玉子一個二五文で計算すると鶏三羽約一貫九百文強、一羽六四〇〜六五〇文になる。中嶋村への割当分一貫百文が村高に比例して割り当てられたと仮定すると、中嶋村の負担割合は五・九三%なので(中嶋村の村高二七・一石余、「組合」全体の村高が四五七四石余)、組合全体では約十八貫五〇〇文となる。玉子一一三〇個とすると鶏十八羽が十五貫七〇〇文余、一羽約八七〇文になる。「金井嶋村の組」でも同じ仮定で計算をすると、金井嶋村の負担割合一八・七%なので(数値は注14を参照)、全体では約十九貫二五〇文となり、玉子代を引いて鶏十七羽で十六貫五〇〇文、一羽約九七〇文となる。鶏の値段に相違が見られるが、一つの試算として提示しておく。

(37) 国史大事典「餌さし」の項

(38) 小田原市史通史編三六一頁。また瀬戸家文書・村入用二二に「宝暦十三年) 十二月四日より五日昼過 一、式百五十文 公儀鳥さし 式人泊り休」という記事がある。

(39) 瀬戸家文書「諸御入用并割出控」(横帳・村入用一一)に「上吉田嶋村名主源左衛門殿」とある。

(40) 前掲注8「若命文男家文書」

一、鯛八枚 目下壹尺五寸
但 壹枚二付
代銀百貳拾貳匁四分
拾五匁三分

一、鯛六本 目下巻尺

代銀三拾式匁四分

但

壹本二付

五匁四分

(中略)

是ハ右拾八品相州三浦郡浦郷組・三崎組・秋谷組・大田和組御領・私領三拾五ヶ村ト先格ヲ以差出来候分、直段之義ハ請負人書出し壹ツ当り直段ヲ以代銀ニ而取立て候積り如此候、右当未年朝鮮人來朝ニ付相州藤沢宿御賄所江同国高座郡・三浦郡御料私領村々ト村役ニ差出候品々、藤沢宿御賄所請負人壹つ当り直段ヲ以、被仰触次第代銀差出可申旨被仰渡承知仕奉畏候、(以下略)

(41) 渡辺和敏前掲注2論文

(42) 『開成町史』通史編では蔬菜類・豆類(大豆・小豆・枝大豆)が提供されているとするが(同書三五三頁)、依拠史料が明示されていないので断定はできないが管見の限りではこれらの提供は確認できない。また玉子・鶏の提供数の間違いや使節の江戸参向時と帰国時の混同があり、その外にも疑問と思われる記述箇所がある。なお、同町史資料編近世に収録されている朝鮮通信使関連の史料には読み誤りが少なくないので利用には注意が必要である。

(43) 「朝鮮人來朝ニ付御用向諸事控帳」(『小田原市史』史料編近世Ⅱ 史料番号三八九)

(44) 延享度の事であるが、岡野村などの村人三人が最乗寺の鶏を多数盗み取って「朝鮮人御用に小田原宿江売」という事件があった(『開成町史』近世七六)。鶏の売却先が朝鮮人役所であれば村へ賦課した分以外にも代

金を支払って買い入れている事になるが、あるいは使節通行に関わって多くの人が集まってくる宿場としての需要に応じたものとも考えられる。いずれにしても近在の人々にとっては使節の通行が様々な負担を強いるものである一方、現金獲得の機会でもあった事が窺われる。

補注

鶏と鶴のくずし字がよく似ていて見紛らわしいところがあるためか鶏を鶴と読み誤って活字に翻刻されているものが目に付く。本稿で引用した神奈川県立公文書館所蔵の朝鮮通信使関連文書・瀬戸家文書・稲子家文書はそれぞれ『大磯町史』・『開成町史』・『小田原市史』に一部分が収録されているが、そこで「鶴」と読まれている箇所(料理献立「煮物」の箇所、但し、本稿で引用した箇所とは別の部分、A-①、Bは全箇所)はいずれも「鶏」の誤りである。『開成町史』通史編の、金井嶋村から鶴が提供されているという記述も鶏を誤読した事による誤解である。確認のため瀬戸家文書と稲子家文書の当該部分の写真を載せておく(写真図版1、2)。この他にも鶏を鶴と読んでいる資料集があるので気づいたものを取りあえず指摘しておく。

① 小田原藩領・貞享三年村明細関係史料

小田原藩領であった地域に貞享三年の村明細が相当数現存し、その大部分が「貞享三年〇〇村明細書」や「貞享三年〇〇村差出」等の標題で県史や市町史の史料集に収録されている。その負担負担の書き上げ部分に「鶴羽御見分ニ而御ぬき取被遊候」との項目を記す村があるが

(表5)、このうちで原本確認ができた三点(表5の村名に◎印)はいずれも「鶴の羽」のところは「鶏の羽」の読み誤りであった。(写真図版3・4は旧堀之内村・旧蓮正寺村指出帳の当該部分)。一方で、鳥の名称部分が「にわとり」となっている以外はほとんど同文の項目を記す村があり(表5)、ここでは「鶏」と表記されているものは管見の限りでは『伊東市史』所収の一点のみで、他はいずれも「にわとり」「庭鳥」等と表記されている。先述のように書かれている文字が「鶏」であれば「鶴」と紛らわしいが、「にわとり」「庭鳥」ならば読み誤ることとはない。このことから原本確認ができなかった残りの史料も同様の誤読であると判断する。

②『神奈川県史』資料編4近世1に収録されている『永代日記』からの抜粋記事(史料番号一六七「寛文六年十月二十一日」の「一土餌之代鶴西郡・御厨共二、自今以後御免被成候事」の「鶴」となっている所は、神奈川県立公文書架蔵の「永代日記」写真版で確認したところ「鶏」である。これに関連して『小田原市史』(通史編近世)では「足柄上・下郡・御厨の土餌代鶴が御免となった」(傍点引用者)との記述があるが内容については具体的な記述はない。また『小山町史』(通史編近世)には「御厨・相模国西郡では、寛文六年(一六六六)からは鷹の餌である鶉を調達することが免除されている。これ以前には村人の手で鶉を捕まえて藩に納めていたのであろう」(傍点引用者)とある(同書二二二頁)。明示されていないが年代と内容から当史料に拠ったものと思われる。

③つぎに挙げた「延享五年五月須走村より朝鮮通信使へ鶴・玉子献上等

免除願ひ控え」(『小山町史』資料編(近世二)史料番号四一)で「鶴」となっている部分はいずれも「鶏」である(小山町立図書館所蔵の写真版で確認。史料中傍線引用者)。

乍恐書付ヲ以奉願上候御事

一先達而御願申上候通、此度朝鮮人來朝ニ附、鶴并玉子可指上旨被為仰付候得共、須走村之義ハ前々より諸役御免ニ被為 仰付被下置候、殊四十二年以前亥降砂ニ埋り、今以丸無開発ニ御座候而、諸鳥等住兼申候、勿論神職相兼罷在候得ハ、鶴飼置不申候ニ附、一切所ニ無御座候、殊先年朝鮮人來朝之節も、三嶋宿御伝馬其外御役何ニ而も御免被成下候ニ付、此度被為仰付鶴并玉子之義、何分御用捨被成下候様ニ奉願上候(以下略)

また、『静岡県史』資料編13近世5「享保四年七月今秋の朝鮮使節通行は通し人馬とすること等の代官触書」(史料番号二五〇)に「当秋朝鮮人來朝ニ付、天和年中三嶋宿泊・箱根宿昼休、両御賄所江伊豆国より差出候鶴・雉子・玉子・魚類・青物野菜并菓類等之儀、先年之通此度も右両御賄所江差出候品々國中村役可申付旨被仰付候(中略)、村々得其意、鶴・雉子・玉子・魚類・野菜・水菓子類共ニ村々有合候物、請負人方江相応之直段ニ而代金取之相払可申候、鶴・雉子・玉子品々村役ニ差出候心得ニ而、無滞売渡可申候」(傍線引用者)とあるが、原本確認はしていないが、これまで見てきた事例から判断して「鶏」の誤りではないかと思われる。

表5 貞享3年村明細指出帳に「鶴」・「にわとり」記載のある村一覧

旧村名	文 言	出 典
◎中曾根村	鶴羽御見分ニ而御ぬき取被遊候	A・B
◎堀之内村	鶴羽御見分ニ而御ぬき取被遊候	A・B
◎蓮正寺村	鶴之羽御見分上御抜被遊候	A・B
新井村	鶴之尾羽ぬきニ毎年御中間衆御廻り被遊候	A・B
金手村	鶴之羽御見分ニ而御抜取被遊候	A・B
西大井村	鶴の羽御見分ニ而御抜取被遊候	A・B・『大井町史』資料編近世I(1997年)
宮ノ台村	鶴羽御見分ニ而御ぬき被遊候	B・『開成町史』資料編近世2(1997年)
山北村	庭鳥之羽御見分ニ而御ぬき取被成候	A・B・『山北町史』史料編近世(2003年)
雑色村	庭鳥羽御用次第御とらせ被遊候	B
西大友村	にわとり者御見分ニ而御取被成候	B・『小田原市史』史料編近世II(1989年)
壙下村	庭鳥之羽御用次第御見分ニ而御ぬき被成候	B・『南足柄市史』資料編近世I(1988年)
宇佐美村	鶴の羽ぬきニ御中間衆御廻り、御見分ニ而御取被成候	『伊東市史』資料編(1962年)

A：『神奈川県史』資料編5(1972年)

B：『相模国村明細帳集成』第三卷(2001年)



写真4 蓮正寺村指出帳(小沢家文書)

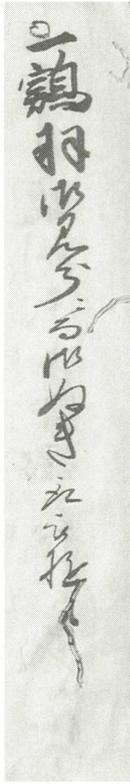


写真3 堀之内村指出帳(平塚家文書)

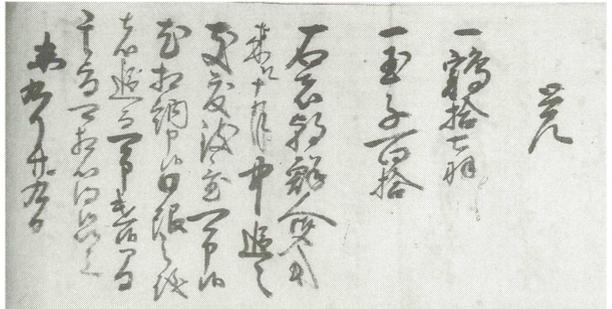


写真1 瀬戸家文書(A-1部分)

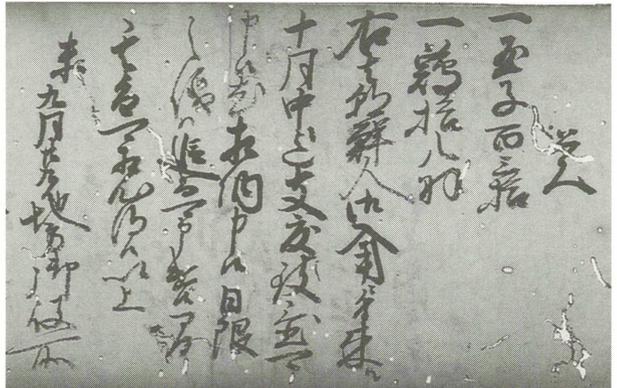


写真2 稲子家文書(B-1部分)